

69

株主の皆様へ

第69期報告書

令和3年2月21日～令和4年2月20日

証券コード 8227



目次

経営理念、経営ミッション P1	計算書類 P23
事業報告 P2	監査報告 P27
連結計算書類 P17	店舗のご案内 P34

しまむらグループ

株式会社 **しまむら**

株主の皆様には、平素格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
ここに第69期（令和3年2月21日から令和4年2月20日まで）の概況についてご報告申し上げます。

一昨年から全世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、現在も国内外で大きな影響を与え続けています。感染により苦しんでおられる方々にお見舞いを申し上げますと共に、最前線で対応されている医療従事者などエッセンシャルワーカーの皆様には、深く敬意を表し心より感謝申し上げます。私たち**しまむらグループ**も、お客様、従業員および関係する皆様の安全と健康を第一優先に考え、感染拡大防止対策を継続しています。

現在、世界情勢が日々変化する中、国内の消費環境については、コロナ禍における生活様式の変化が定着化する一方で、衣料品ではトレンドファッションの再起動が徐々に進みつつあります。また、ガソリンや食品などの値上げによる物価上昇により、衣料品の消費行動では、選別消費がリアルとネットを問わずより進むと思われるます。

このような状況下で、当社は中期経営計画の基本方針を「リ・ボーン」として、“触れて、楽しく選んで、気軽にお買い物の出来る店作り”を目指し、商品力の強化と販売力の強化に取り組んでいます。中期経営計画2年目となる令和4年度は、「リ・ボーン2ndステージ『進化と応用』」とし、お客様に“ワクワク”と“ウオント”をお届けするため、商品力と販売力の強化を更に推し進め、事業の基礎と基盤の強化や将来に向けた対応に力を入れていきます。



株式会社 **しまむら**
代表取締役社長

鈴木 誠

経営理念

商業を通じ消費生活と生活文化の向上に貢献することを基本とする。
常に最先端の商業、流通技術の運用によって高い生産性と適正な企業業績を維持する。
世界的視野と人間尊重の経営を基本とし、普遍的な信用、信頼性をもつ誠実な企業運営を続ける。

経営ミッション

しまむらグループは、「社員」「お客様」「取引先」「株主」「社会」にとって【いい会社】を造ります。

しまむらグループは、ESG課題への取組みを通じて、全てのステークホルダーに対して価値を創造することで、持続可能な社会の実現を目指します。



1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、実質GDPは2021年通年で前年比1.7%増と3年ぶりのプラス成長となりました。世界経済では、欧米諸国を中心とした防疫と経済の両立進展により世界的な供給不足が発生して資源や資材の価格が急上昇し、物価高が長期化しています。加えて、ウクライナ東部紛争が激化することで、食品やエネルギーの供給に与える影響は大きく、今後の経済の見通しは極めて不透明となっています。

1. 当連結会計年度の消費環境の概要

- ① 当連結会計年度の国内消費環境は、上半期は新型コロナウイルス感染症の影響で緊急事態宣言が継続的に発出され、外出や旅行の自粛が続き、東京五輪開催も消費喚起には繋がらず、個人消費は低迷を続けました。下半期は感染者数の減少で10月から年末年始にかけて消費マインドが持ち直したものの、年明け以降はオミクロン株の影響で感染者数が急増し、まん延防止等重点措置も発出されて、衣料品販売にとっては再び厳しい状況となりました。
- ② 天候については、上半期の3～4月は高気温で、5～6月は梅雨入りし全国的に雨や曇りが多くなりました。7月早々に梅雨明けしたものの、8月は冷夏となり夏のセールは不振でした。下半期は9月に気温が低下し、10～11月は朝晩の冷え込みが強まりました。12～2月は真冬の寒さと積雪が続き、冬物の実用商品を中心に好調でした。

2. 当社グループの状況

このような状況下で、当社グループは令和3年度のグループ統一テーマを“リ・ボーン1stステージ『再生と進化』”とし、見て触れて、楽しく選んで、気軽にお買い物ができる店をさらに進化させ、お客様に“ワクワク”を届けるため、商品力と販売力の強化を更に推し進めました。また、事業の基礎と基盤の強化や将来に向けた対応として、EC事業ではサービス拡充と物流の効率化を進め、**バースデイ**事業での展開も開始しました。

3. 主力のしまむら事業

- 1) 主力の**しまむら**事業は、ブランド力の強化として自社開発ブランド（Private Brand、以下PB）やサプライヤーとの共同開発ブランド（Joint Development Brand、以下JB）の展開を拡大し、売場・販促との連動が効果を発揮しました。また、旬のトレンド商品にインフルエンサー企画、キャラクター商品の品揃えの幅を拡大し、コーディネート提案も強化して毎週のチラシで打ち出したことで、来店客数が増加しました。
- 2) 在庫管理では、売筋商品を短期間で追加生産して再投入する等、サプライヤーと連携した短期生産サイクルを継続して効率的な在庫コントロールを行い、天候や需要の変化に適切に対応したことで値下を抑制出来ました。
- 3) 広告宣伝では、PBやJB、インフルエンサー企画の動画広告を、天候や商品の売行きに応じて機動的にSNSや動画配信サイトへ掲載するデジタル広告を拡大しました。また地域別のチラシ差替対応も効果を発揮しました。
- 当連結会計年度は4店舗を開設、13店舗を閉店し、店舗数は1,421店舗となりました。
- また売上高は前期比6.8%増の4,401億18百万円となりました。

4. アベイル事業

アベイル事業は、レディースで上げた新規JBの3ブランドを、メンズやシューズ・服飾雑貨に拡大してトータルコーディネート提案が出来る商品展開とし、売場と販促も連動させたことで好調でした。新設したインテリア・生活雑貨部門は、売場と品揃えを拡大したことで大きく売上を伸ばしました。キャラクター商品では、催事売場を活用し、アウター衣料から雑貨、インテリアまでトータル展開したことで来店客数が増加しました。

当連結会計年度は4店舗を開設、5店舗を閉店し、店舗数は314店舗となりました。

また売上高は前期比10.0%増の544億46百万円となりました。

5. バースデイ事業

バースデイ事業は、主力JBの「tete a tete (テータテート)」と「futafuta (フタフタ)」を中心に、品揃えの幅を拡大し、様々なキャラクターとのコラボ商品を開発したことで好調でした。季節商品は前倒し展開により良好に推移し、一方で、短期追加生産の拡大で値下率が低下しました。入園入学用品等のオケージョン対応商品は、特設売場を工夫して売上を伸ばしました。

当連結会計年度は13店舗を開設、1店舗を閉店し、店舗数は310店舗となりました。
また売上高は前期比10.9%増の695億5百万円となりました。

6. シャンブル事業

シャンブル事業は、アウター衣料と服飾雑貨は、新規JBの立上げや既存JBのブランディングの改善で売上を伸ばし、家ナカ需要でコスメや文具、お菓子や入浴品が好調でした。キッチン・ランチ用品では、キャラクター商品に加えて、JB「tsukuru&Lin. (ツクルアンドリン)」や「irokkoh (イロッコ)」の調理用品や食器が好調でした。

当連結会計年度は7店舗を開設し、店舗数は102店舗となりました。
また売上高は前期比13.2%増の132億70百万円となりました。

7. デイバロ事業

デイバロ事業は、レディースはサンダルやブーツの季節商品が好調で、パンプスの売上も復調しました。メンズは取扱いを拡大したヤング向け商品が好調でした。靴とファッションが融合した新たな店舗作りのために新規に取扱いを開始したアウター衣料と服飾雑貨は、靴とコーディネート販売したことで買上点数が増加しました。一方で店舗数の減少により売上高は前年を下回りました。

当連結会計年度は1店舗を閉店し、店舗数は15店舗となりました。
また売上高は前期比2.7%減の6億49百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の日本国内の業績は、売上高5,779億89百万円（前期比7.7%増）、営業利益494億85百万円（同29.5%増）、経常利益503億75百万円（同28.7%増）、当期純利益は353億2百万円（同37.3%増）となりました。

8. 思夢樂事業

台湾で事業展開する思夢樂事業は、総合衣料の専門店として、台湾のお客様にとって適時、適品、適量、適価な品揃えとするために事業の再構築を進めています。上半期は5月に新型コロナウイルスの感染が急拡大して以降、台湾全域で防疫措置が実施されて売上高が大きく落ち込みました。下半期は感染者数減少と政府の消費喚起策により売上は回復傾向となったものの、記録的な暖冬とコロナ再拡大で売上高は前年を下回りました。商品展開では日本のPB・JBの取扱いを拡大し、販促ではチラシのポスティングやSNSで商品紹介の動画配信を開始したことが効果を発揮し、下半期の既存店売上高は前期比4.6%増となりました。

当連結会計年度は3店舗を閉店し、店舗数は42店舗となりました。
また売上高は前期比11.4%減の13億62百万NT\$（56億28百万円）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高5,836億18百万円（前期比7.6%増）、営業利益494億20百万円（同30.0%増）、経常利益505億67百万円（同28.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は354億28百万円（同35.4%増）となりました。

（商品部門別及び事業別売上高）

部門・事業	売上高（百万円）	構成比（%）
婦人衣料	139,205	23.9
肌着	101,854	17.5
寝装具	43,258	7.4
紳士衣料	38,841	6.6
ベビー・子供服	34,841	6.0
洋品小物	34,034	5.8
インテリア	30,132	5.2
靴	17,950	3.0
しまむら 計	440,118	75.4
アベイル	54,446	9.3
バースデイ	69,505	11.9
シャンプル	13,270	2.3
ディバロ	649	0.1
日本計	577,989	99.0
思夢樂	5,628	1.0
合 計	583,618	100.0

事業別売上高（単位：百万円）／構成比

■ しまむら	440,118	75.4%
■ アベイル	54,446	9.3%
■ バースデイ	69,505	11.9%
■ シャンプル	13,270	2.3%
■ ディバロ	649	0.1%
■ 思夢樂	5,628	1.0%



しまむら事業商品部門別売上高（単位：百万円）／構成比

■ 婦人衣料	139,205	31.6%
■ 肌着	101,854	23.1%
■ 寝装具	43,258	9.8%
■ 紳士衣料	38,841	8.9%
■ ベビー・子供服	34,841	7.9%
■ 洋品小物	34,034	7.7%
■ インテリア	30,132	6.8%
■ 靴	17,950	4.2%



②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、64億46百万円であります。

1. 当連結会計年度中に完成した店舗等設備（自社物件）
49億96百万円
2. 当連結会計年度中に取得した店舗用地
22百万円
3. 当連結会計年度中に増加した差入保証金、その他の資産
14億27百万円

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 66 期 (平成31年2月期)	第 67 期 (令和2年2月期)	第 68 期 (令和3年2月期)	第 69 期 当連結会計年度 (令和4年2月期)
売 上 高 (百万円)	545,996	521,982	542,608	583,618
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	15,996	13,125	26,163	35,428
1株当たり当期純利益金額 (円)	435.23	357.15	711.93	964.04
総 資 産 (百万円)	397,425	407,981	451,798	474,811
純 資 産 (百万円)	359,076	365,901	384,388	410,995
1株当たり純資産額 (円)	9,770.24	9,956.38	10,459.72	11,183.58

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
思 夢 樂 股 份 有 限 公 司	100百万NT\$	100.0%	衣料品の販売

(4) 対処すべき課題

わが国の今後の経済状況は、新型コロナウイルス変異株の収束時期が見通せないことで、引き続き一定の経済活動抑制が余儀なくされると思われれます。また、ウクライナ東部紛争の動向によっては、エネルギーや農作物の価格高騰がさらに強まり、日本経済にも大きな影響を与える懸念が高まっています。

消費環境については、外出自粛の継続によるイベント需要の減退や政府による財政支援の段階的縮小、ガソリンや食品などの価格上昇による消費マインドの冷え込みが懸念されます。

小売業を取り巻く環境は、商品面では、リモートワークによるスーツ離れなどコロナ禍での生活様式の変化が定着化する一方で、トレンドファッションの再起動が進みつつあります。また、サプライチェーンにおける環境や人権問題への消費者意識の高まりから、サステナブルな商品への需要が急速に高まっています。価格面では、原材料価格や海上運賃の高騰による商品原価の上昇が続いており、販売価格の見直しが迫られる状況となっています。販売面では、インバウンド需要の回復は先行きが不透明な一方で、アパレル市場でのEC化率はコロナ禍ですます上昇傾向となっており、実店舗とECサイトのオムニチャンネル化も今後、更に進むと想定されます。

中期経営計画では、基本方針を「リ・ボーン」とし、オンラインストアの拡大、商品力と販売力の強化、経費の最適化とDXの推進により業績向上を図ると共に、本業を通じてESG課題へ取り組み、全てのステークホルダーに対して価値を創造することで、持続可能な社会の実現、企業価値の向上を目指してまいります。

また、中期経営計画の2年目となる令和4年度のグループ統一テーマを「リ・ボーン2ndステージ『進化と応用』」とし、再生し、進化した、見て触れて、楽しく選んで、気軽にお買い物ができる店で、お客様に“ワクワク”と“ウォンツ”を届けるため、商品力と販売力の強化を更に推し進め、事業の基礎と基盤の強化や将来に向けた対応に力を入れていきます。

①商品力の強化

各事業でPBとJBのブランド力を進化させます。PBは機能性を追求し認知度も向上させ、JBは品揃えを拡充してトレンド提案力も強化します。キャラクター商品やインフルエンサー企画などの企画商品は、データの活用で新商品の開発力を強化し、お客様の「ウォンツ」にヒットする商品作りを進めます。

②販売力の強化

動画広告などデジタル販促の多様化を進め、チラシ販促も地域やターゲット層に応じたWEBと紙の最適化を進化させます。地域対応では、気候や客層など店舗特性に合わせた品揃えや販促を拡充し、都市部へのアプローチも強化します。またタブレット端末の活用により、売場の標準化と陳列の高度化を進めます。

③基礎と基盤の強化

DXの深耕により、業務の単純化を進め、顧客管理や在庫管理の仕組みを進化させます。データ分析では対応部署を決めて分析技術を高度化します。人材育成では、再整備した教育カリキュラムで社員のステップアップを後押しする仕組みを構築します。ESG課題への取組みは、推進チームと関連部署を拡充して対応を強化します。

④将来に向けた対応

オンラインストアは4事業での展開を拡大し、品揃えとサービスを進化させます。「靴&ファッション」の新事業としてリスタートした**ディバロ**は、そのプロトタイプ店舗（試作店舗）を出店します。都市部への出店強化に向けては店舗開発の部署を増設し、用地取得も含めて収益性の高い新店開設を進めます。

1.主力の**しまむら**事業

20代から60代の女性とその家族をターゲットとする**しまむら**事業では、お客様が気軽に楽しく選んで頂ける品揃えと売場を更に進化させます。PBはブランディング手法の進化と売場・販促との連動で認知度向上を図り、高価格帯の商品も拡充します。JBやキャラクター商品等の企画商品は、事業全体での企画を強化して集客力向上に繋げ、SNS分析等により市場ニーズへの対応力も進化させます。販売面では、都市部対応として対策店舗を250店舗に拡大して専用の商品展開や販促を実施します。新型レイアウトでは、昨年度から進めている寝具・インテリアと子供売場への平台導入を本年度中に全店舗で完了させて、お客様の買い易さ・選び易さを更に向上させます。令和4年度も、新規出店と立地や商圈の変化に対応した店舗の再配置を行い、8店舗の開店と6店舗の閉店を予定し、年度末には1,423店舗とする予定です。

2.アベイル事業

10代から40代の男女をターゲットとする**アベイル**事業では、トレンドからベーシックまで幅広く旬な品揃えを提供するために、JBを中心にトレンド提案力を強化し、アウター売場で服飾雑貨とのトータルコーディネート提案も開始します。また、インテリアを中心にキャラクター商品の品揃えと売場を拡大して顧客層の拡大を図ります。

令和4年度は4店舗の開店と5店舗の閉店を予定し、年度末には313店舗とする予定です。

3.バースデイ事業

「ベビー・子供用品の総合専門店」として国内No.1を目指すため、既存のJB・PBを拡充し、キャラクター商品等の商品企画の多様化を進め、出産・育児の専門商品や学用品等のオケージョン対応商品の開発力を強化します。また、ブランドの認知度向上のために、商品の特長が伝わる売場作りを推し進め、ギフト提案力も強化します。

令和4年度は9店舗の開店と2店舗の閉店を予定し、年度末には317店舗とする予定です。

4. シャンブル事業

20代から60代の女性をターゲットとした「雑貨&ファッション」の専門店である**シャンブル**は、アウターと雑貨でそれぞれ軸となるブランドを進化させ、売場と販促との連携も強化します。また、新規キャラクター商品の開拓も進めます。ギフト対応では、ギフト向け商品の拡充とギフト用資材の見直しで提案力を強化します。

令和4年度は13店舗の開店と2店舗の閉店を予定し、年度末には113店舗とする予定です。

5. ディバロ事業

令和3年度に20代から50代の女性及びその子供と男性をターゲットとして、レディースのシューズとファッションの比重を高めた「靴&ファッション」の新事業としてリスタートしました。令和4年度はプロトタイプ店舗（試作店舗）の出店に向け、靴とアウター・服飾雑貨の品揃えの完成度を上げて、靴とファッションが融合した店舗作りを進めます。

令和4年度は1店舗の開店を予定し、年度末には16店舗とする予定です。

6. EC事業

令和2年度に実店舗との相互送客を主目的とした新たな販売チャネルとして、**しまむら**事業のオンラインストアを開設し、令和3年度は**バースデイ**事業の展開を開始し、商品の店舗受取りも全事業での相互受取を可能にして、ローコスト運営を基本に事業規模の拡大に取り組んでいます。令和4年度は**アベイル**と**シャンブル**事業の展開を開始し、各事業で品揃えとサービスを拡充することで会員数を増やし、店舗送客の更なる拡大を図ります。

7. 思夢樂事業

台湾全域で店舗を展開する**思夢樂**は、20代から60代の女性とその家族をターゲットとした総合衣料の専門店として、日常生活に必要なソフトグッズがお客様の欲しい時に必ずある店舗の実現に向けて、事業の再構築を進めています。令和4年度は、日本企画のPB・JBと台湾企画のPBを軸としたブランド再構築による商品力の強化や販促の進化で客数を増加させます。

また、部長職の日本人駐在者を1名増員し、組織体制も強化します。

令和4年度は1店舗の閉店を予定し、年度末には41店舗とする予定です。

以上により、令和4年度はグループ全体で35店舗の新規出店と16店舗の閉店を予定し、年度末には2,223店舗とする予定です。令和4年度の業績の見通しにつきましては、株式会社**しまむら**単体では売上高6,000億円（前期比3.8%増）、営業利益は520億円（同5.1%増）、経常利益530億円（同5.2%増）、当期純利益372億円（同5.5%増）を見込んでおります。また、海外を含む連結の業績は売上高6,066億円（前期比3.9%増）、営業利益は520億円（同5.3%増）、経常利益529億円（同4.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益371億円（同5.0%増）を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容（令和4年2月20日現在）

当社の企業集団（当社及び当社子会社）は、株式会社**しまむら**（当社）、及び子会社2社で構成され、衣料品を主としたソフトグッズの販売を行うチェーンストア群としての事業展開をしております。当社の事業に係わる位置づけは、次のとおりであります。

- ①株式会社**しまむら**は、基幹である「**ファミリーしまむら**」を主として次の事業の店舗展開をしております。
 - ・「**ファミリーしまむら**」は20代から60代の女性とその家族をターゲットとし、最新のトレンドファッションから、家族みんなが日常生活で使用する実用衣料・寝具・インテリアまで取り扱う総合衣料品店です。「きっと見つかる、みんなワクワク。」をコンセプトに、一人ひとりのお客様に寄り添った、「毎日の暮らしが楽しくワクワクする」豊富な品揃えを、良質低価の「**しまむら**安心価格」で提供する事業を展開しています。
 - ・「**アベイル**」は10代から40代をターゲットとし、レディース・メンズ衣料とシューズ・服飾雑貨をトータルコーディネートできるヤングカジュアルの専門店です。「今を着る」をコンセプトに、幅広いテイストのファッションを、最新トレンドからベーシックまでリーズナブルに提供する事業を展開しています。
 - ・「**バースデイ**」は出産から育児、小学校までのあらゆるシーンに対応した、幅広い商品を提供するベビー・子供用品の専門店です。**バースデイ**にしかないオリジナル商品を衣料品から雑貨、大物育児用品まで幅広く取り扱い、こだわりをもった商品を「高感度・高品質・高機能」で提供する事業を展開しています。
 - ・「**シャンブル**」は10代から60代の女性をターゲットとし、「日々の暮らしに癒しと幸せをお届けする」をコンセプトとした雑貨と婦人ファッションの専門店です。雑貨・インテリア・衣料品・服飾雑貨などの幅広い品揃えでライフスタイルを提案する事業を展開しています。

・「**ディアロ**」は20代から50代の女性とその家族をターゲットとし、「足元を含めた着こなし提案の店」をコンセプトとしたファッショングッズの専門店です。婦人の衣料・服飾雑貨・靴を全身コーディネートできる品揃えとし、靴は婦人から紳士、子供まで幅広く取り扱うことで、家族単位での買物環境を提供する事業を展開しています。

- ②**思夢楽**股份有限公司は、台湾において「**Fashion Center しまむら**」事業と同様の衣料品を販売する事業を展開しています。
③**饰梦乐**（上海）商貿有限公司は、中国において「**Fashion Center しまむら**」事業と同様の衣料品を販売する事業を展開していましたが、現在は清算の手続き中です。

(6) 主要な事業所及び店舗（令和4年2月20日現在）

①店舗数の状況

事業部門	前期末店舗数	当期出店数	当期退店数	当期末店舗数
ファッションセンター しまむら	1,430店	4店	13店	1,421店
アベイル	315	4	5	314
バースデイ	298	13	1	310
シャンブル	95	7	0	102
ディアロ	16	0	1	15
思夢楽	45	0	3	42
合 計	2,199	28	23	2,204

②商品センターの状況

盛岡 商品センター	岩手県八幡平市大更第一地割203番1号
名取 商品センター	宮城県名取市愛島台7丁目101番37号
東松山 商品センター (東松山ECセンター)	埼玉県東松山市坂東山4番地
桶川 商品センター	埼玉県桶川市赤堀2丁目3番1号
秦野 商品センター	神奈川県秦野市堀山下88番15号
関ヶ原 商品センター	岐阜県不破郡垂井町松島745番7号
犬山 商品センター	愛知県犬山市羽黒字徳間屋敷1番
神戸 商品センター	兵庫県神戸市西区見津が丘3丁目14番
岡山 商品センター	岡山県倉敷市広江8丁目3番1号
北九州 商品センター	福岡県北九州市門司区新門司北1丁目11番7号

(7) 従業員の状況（令和4年2月20日現在）

①主要な事業所及び店舗の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
国 内	18,007名	+238名
海 外	392	-43
合 計	18,399	+195

(注) 上記従業員数には定時社員（パートタイマー）及び嘱託社員の15,316名を含みます。

②当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	18,007名	+238名	41.5歳	9.5年

(注) 上記従業員数には定時社員（パートタイマー）及び嘱託社員の15,316名を含みます。

(8) 主要な借入先の状況（令和4年2月20日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2.会社の現況

(1) 株式の状況（令和4年2月20日現在）

- ①発行可能株式総数 120,000,000株
- ②発行済株式の総数 36,913,299株
- ③株主数 17,655名
- ④大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
株式会社島村企画	5,761千株	15.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,475	9.5
株式会社島村興産	3,370	9.2
株式会社クリエイティブライフ	2,370	6.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,031	5.5
株式会社埼玉りそな銀行	1,764	4.8
藤原 秀次郎	681	1.9
島村 裕之	501	1.4
島村 禎宏	491	1.3
しまむら取引先持株会	421	1.1

（注）持株比率は自己株式163,431株を控除して計算しております。

〈ご参考〉

当社が保有する株式に関する事項（令和4年2月20日現在）

1. 当社の政策保有に関する方針

当社は、持続的な成長に向けて、企業提携、重要な取引先との取引関係の構築・維持その他事業上の必要性がある場合は、取締役会の判断において株式を保有します。全ての政策保有株式について、個別にその保有目的の合理性及び経済的な合理性を取締役会において毎年確認しており、その内容は、保有目的、取引状況、直近の業績、今後の取引の見通しの確認、保有目的がなくなった場合の売却検討です。

2. 当社の政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、政策保有株式の議決権行使に関して、政策保有株式の発行会社の企業価値向上、ひいては当社の企業価値向上に資する提案であるか否かの観点から総務部担当執行役員が議案を検討し、適切に対応します。

対応の結果については、取締役会に報告します。

3. 当社の株式を保有している企業から株式売却の意向が示された場合には、その売却を妨げません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（令和4年2月20日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 誠	思夢樂股份有限公司 董事
取 締 役	齋藤 剛 樹	物流・貿易・システム・EC事業部統括 思夢樂股份有限公司 監察人
取 締 役	高橋 維一郎	しまむら 商品・販売企画・広告宣伝・市場調査部統括 思夢樂股份有限公司 董事
取締役相談役	藤原 秀次郎	
取 締 役	松井 珠 江	株式会社松井オフィス 取締役副社長
取 締 役	鈴木 豊	一般社団法人アグリフューチャージャパン 代表理事理事長
常勤監査役	吉岡 秀行	思夢樂股份有限公司 監察人
監 査 役	島村 裕之	株式会社島村興産 代表取締役社長 株式会社島村企画 監査役 株式会社クリエイティブライフ 取締役
監 査 役	堀之北 重久	公認会計士堀之北重久事務所代表 三洋工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社東陽テクニカ 社外監査役
監 査 役	大参 哲也	タキヒヨー株式会社 顧問 ティー・ティー・シー株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役松井珠江、鈴木豊の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役堀之北重久、大参哲也の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役堀之北重久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役松井珠江氏、鈴木豊氏、監査役堀之北重久氏、大参哲也氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
関 信太郎	令和3年5月14日	任期満了	取締役海外事業担当 思夢樂股份有限公司 董事長（総経理兼任）

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役等の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は令和3年3月1日開催の取締役会において、取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容や決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会での答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 役員報酬の基本方針

- 業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主と価値を共有するものとします。
- 役員の役割及び職責に相応しい水準とします。
- 社外取締役が半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ることで、公正性・透明性・客観性を確保します。

ハ. 役員報酬体系と報酬決定手続き

ア. 取締役の報酬

基本報酬のみとし、株主総会で承認された総額の範囲内で、妥当な基準を社長が起案し、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定します。

イ. 監査役の報酬

基本報酬のみとし、株主総会で承認された総額の範囲内で、妥当な基準をもって監査役の協議により決定します。

④当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	基本報酬(金銭)支給額	摘 要
取 締 役	7名	95百万円	(うち社外取締役2名 22百万円)
監 査 役	4	35	(うち社外監査役2名 11百万円)
合 計	11	131	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成27年5月14日開催の第62期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は6名(うち、社外取締役は2名)となります。
 監査役の報酬限度額は、平成20年5月16日開催の第55期定時株主総会において年額94百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は4名(うち、社外監査役は2名)となります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれています。
 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額2百万円(監査役3名に対し2百万円(うち社外監査役1名に対し0百万円))。
4. 令和4年2月20日現在の取締役の員数と支給人員の相違は、令和3年5月14日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(社内)1名が含まれているためであります。

⑤社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役松井珠江氏の兼職先と当社の取引関係はありません。
 - ・取締役鈴木豊氏の兼職先と当社の取引関係はありません。
 - ・監査役堀之北重久氏の兼職先と当社の取引関係はありません。
 - ・監査役大参哲也氏の兼職先と当社との間には商品の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会・指名・報酬委員会・経営計画策定委員会への出席状況

区 分	取締役会(17回開催)		監査役会(18回開催)		指名・報酬委員会(4回開催)		経営計画策定委員会(3回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 松 井 珠 江	17回	100.0%	—	—	4	100%	3	100%
取締役 鈴 木 豊	17	100.0	—	—	4	100	3	100
監査役 堀之北 重 久	16	94.1	17	94.4%	—	—	—	—
監査役 大 参 哲 也	16	94.1	17	94.4	—	—	—	—

b. 取締役会及び監査役会での発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会において、取締役松井珠江氏は、長期にわたり小売業の人事政策、福利厚生、社会・環境サステナビリティ分野で活躍された豊富な知識と幅広い見識を有しており、当社の人事政策面においてその経験に基づき、適宜適切な発言を行っており、取締役鈴木豊氏は、企業経営者として培われた豊富な知識と幅広い見識に基づき、適宜適切な発言を行っております。また、両氏とも指名・報酬委員、経営計画策定委員として当社の役員候補者案や役員報酬案等の決定、中長期経営計画及び年度経営計画の策定に対し、客観的・中立的立場で関与し、適切な役割を果たしております。

取締役会及び監査役会において、監査役堀之北重久氏は、監査体制の強化に関する助言・発言を行っており、監査役大参哲也氏は、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の状況

①名 称 有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47

(注) 1. 当監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役がグループ会社全体の経営理念を基に、全社横断的にコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規定（取締役会規程、監査役会規程、株式取扱規程、役員規程、執行役員規程等）を適切に整備してまいります。
- ・監査役、内部監査室による内部統制システムを検証するための体制を構築しております。
- ・公益通報者保護規程を基に通報者が不利益を受けないよう、またその内部通報が適切に処理でき、さらに全社的に再発防止につながるよう、適正な制度の確立と運用をすすめてまいります。
- ・監査役による取締役と執行役員の業務執行状況の監査と、監査役会での検証を行っております。
- ・財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各部門の責任者から、定期的に確認書等の提出を求めています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理に関する体制

- ・法令と社内規定に基づき議事録・稟議書等の文書を作成し、規程に基づき部署長が適正に保存管理しております。
- ・これらの文書は取締役・監査役が常時閲覧できる体制を整備しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・全社的なリスクの管理規程を整備し、担当部署のリスク管理のレベル向上に努めて、未然防止と有事に適切な対応ができるようにしております。
- ・新たに生じたリスクに対し取締役社長が速やかに責任取締役を定め、必要な対応をとっております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を毎月1回以上開催し、迅速な意思決定と重要事項の決定、取締役の業務執行状況の報告を行っております。
- ・取締役は、職務分掌や職務権限規程を定期的に検証しております。
- ・監査役は、取締役会に出席し効率的な業務執行の監督を行っております。

⑤従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を構築しております。

⑥当社と関連するグループ集団での業務の適正を確保するための体制

- ・グループ集団の取締役及び業務を執行する社員等が、職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備しております。
- ・グループ集団の損失の危機管理に関する規程その他の体制を整備しております。
- ・グループ集団の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備しております。
- ・グループ集団の取締役・執行役員と従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備しております。

⑦監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合の体制

- ・監査室は、監査役の要請に応じてその業務を補助しております。

⑧前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査室の所属従業員の人事異動には、人事部長は監査役との事前協議のうえ決定しております。
- ・取締役・執行役員と従業員は監査役による監査、監査室による監査には適正に対処し、一切不当な制約をしないものとしております。
- ・監査役による監査を支援中の従業員の指揮命令権は、監査役にあるものとしております。

⑨次に掲げる体制その他の監査役へ報告をするための体制

- ・取締役・執行役員及び従業員が監査役に報告するための体制を整備しております。
- ・子会社の取締役、監査役等及び従業員から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を整備しております。

⑩監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役への報告を行った当社グループの役員と従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ集団の役員と従業員に周知徹底しております。

⑪監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續きと、その他職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について前払い等の請求をしたときは、担当部署は社内規程に基づき、当該請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。

⑫その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程と業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席しております。
- ・監査役は、主要な稟議書・報告書を閲覧し、必要に応じて取締役・従業員に説明を求めています。
- ・監査役は、当社会計監査人との情報交換を行い、連携を図っております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

内部統制システムの整備及び運用状況について監査役及び監査室が継続的に確認、調査しており、その結果は、社長あるいは該当部署の担当執行役員へ報告しております。なお調査の結果、判明した問題点は、該当部署の担当執行役員へ是正措置を求め、内部統制システムの運用に努めております。

主な運用状況は次のとおりであります。

①コンプライアンス、リスク管理体制

取締役・執行役員及び全社員対象の行動指針として「社員としての基本的な考え方」、「就業規則」、「会社法による取締役、執行役員及び従業員への業務監査の規程」、「コンプライアンス規程」等を定め、法令違反、不正行為等の早期発見及びそれらが未然に防止される体制を整備しております。また、「公益通報保護規程」に基づき、直ちに法務室へ報告される体制を整備しており、調査結果は、人事担当執行役員が取締役会へ報告しております。また、情報資産を外部の脅威から保護することを経営上の最重要課題として位置づけ、「情報セキュリティ規程」を定め、全社員が「情報セキュリティ基本方針」の遵守に努めております。情報セキュリティを維持管理するために、システム部担当役員が委員長を務める「情報セキュリティ委員会」を設置しております。

②取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会を月1回以上開催する他、執行役員による経営会議を毎週行うことにより、業務執行の効率的な管理、監督及び情報の共有に繋げ、業務執行に関する重要事項の多面的な検討による意思決定を行いました。

③監査役の管理体制

取締役会、経営会議等の重要会議に出席し、担当部署からの報告を受け、重要情報及び問題点を共有する事で監査の実効性向上を図っております。また監査役は、会計監査人、監査室など内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を行い、当社の内部統制システム全般をモニタリングし、より効率的な運用について助言を行っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業の発展を通じて株主の皆様のご支援にお応えするために、適切な配当を安定的に行い、また、企業体質の強化と事業基盤の拡大のために投資を続けることを利益配分の基本と考えております。

チェーンストアの経営においては、標準化された時代に合ったレベルの高い店舗を密度濃く展開するための事業基盤の強化が最大の経営戦略であり、このために内部留保を効率的に再投資することは特に重要です。

これは主に積極的な出店への店舗建設費と高いレベルの店舗への改装費用とともに物流システム、情報システムの改革などへの投資が基本となりますが、当社はキャッシュ・フローを重視した適切な経営によって、高い生産性と適正な企業業績を維持することを通じ、単体の配当性向25%、DOE2.0%程度を目安として株主各位のご支援にお応えする所存です。

(8) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、社員、お客様、取引先、株主、社会などの様々なステークホルダーに対して公正・公平に対応することが事業の基本だと考えています。

当社を取り巻くどのステークホルダーに対しても信用・信頼を一層高めることが事業の継続発展には必要で、そのためにはコーポレート・ガバナンスの充実が重要だと認識しています。

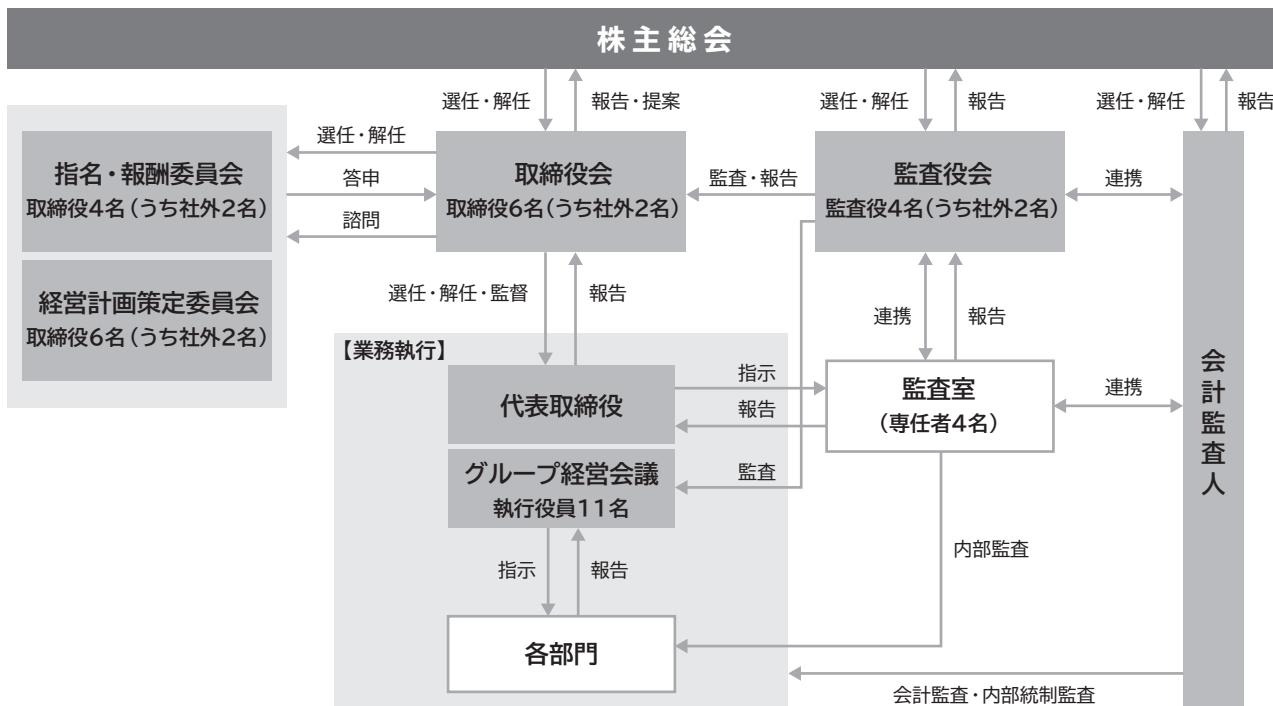
そのうえで、当社が築いてきた小売業界における独自の事業モデルを発展・拡大させ、経営の効率性や収益性を一層高めるため、高い業務・運営知識を備えた取締役が、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針を決定し、企業価値を高め、全ての利害関係者共同の利益に貢献すべきと考えています。

〈参考〉コーポレートガバナンスの体制（令和4年2月20日現在）

組織形態	監査役会設置会社
取締役会議長	代表取締役社長 社長執行役員 鈴木 誠
取締役人数	6名（うち社外取締役2名、うち女性取締役1名）
監査役人数	4名（うち社外監査役2名）
指名・報酬委員人数	取締役4名（うち社外取締役2名、うち女性取締役1名）
経営計画策定委員人数	取締役6名（うち社外取締役2名、うち女性取締役1名）
取締役会開催	月1回以上
グループ経営会議開催（※）	週1回
監査役会開催	月1回以上
独立役員	社外取締役2名、社外監査役2名
会計監査人	有限責任あずさ監査法人

※経営効率と運営スピードを向上させるため、執行役員によるグループ経営会議を開催しています。

◆体制図

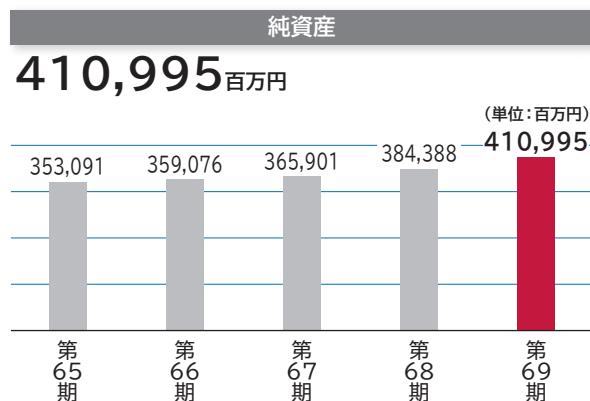
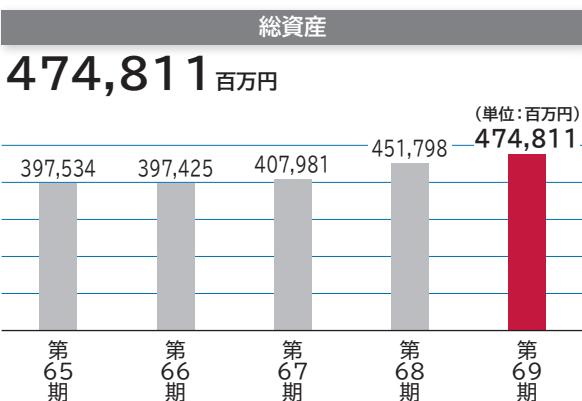
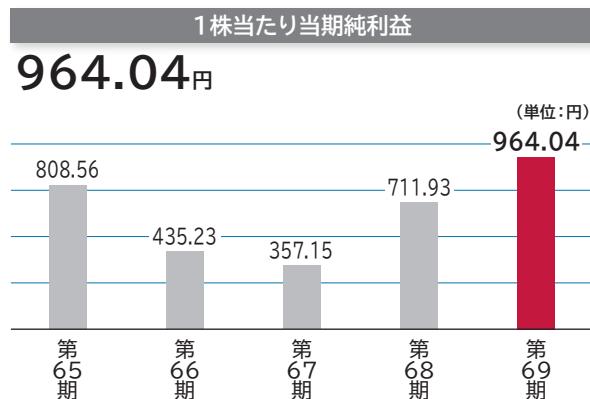
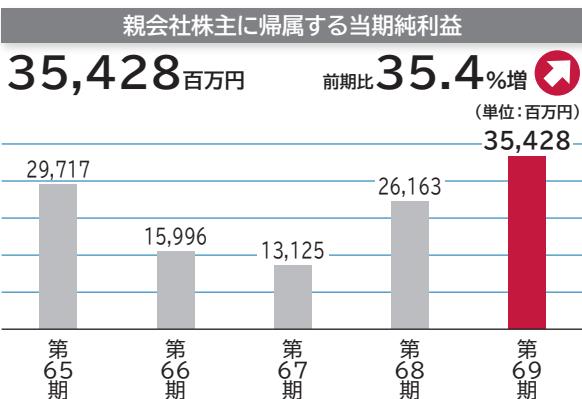
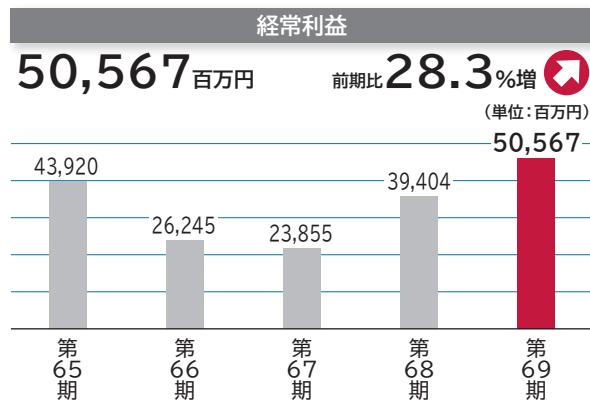
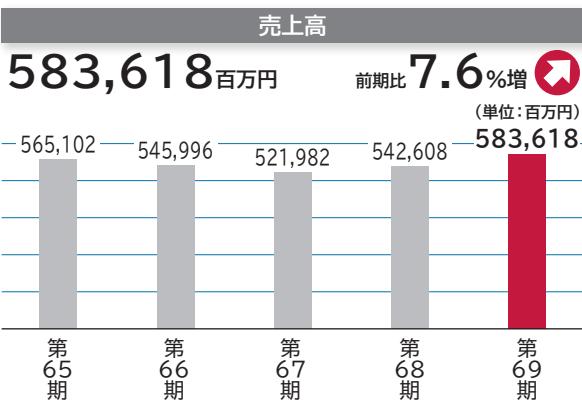


詳細については、当社コーポレートガバナンス報告書をご参照ください。

https://www.shimamura.gr.jp/assets-c/uploads/69_2_corporategovernance.pdf



Ⅰ営業成績及び財産の状況の推移



連結計算書類

連結貸借対照表 (令和4年2月20日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	302,626	流動負債	54,433
現金及び預金	185,427	買掛金	28,425
売掛金	8,509	未払法人税等	8,794
有価証券	49,000	賞与引当金	3,927
商品	52,599	その他	13,286
その他	7,089	固定負債	9,382
固定資産	172,184	定時社員退職功労引当金	1,108
有形固定資産	139,033	役員退職慰労引当金	117
建物及び構築物	87,459	執行役員退職慰労引当金	175
機械装置及び運搬具	1,535	退職給付に係る負債	1,483
器具及び備品	570	資産除去債務	6,047
土地	49,170	その他	449
建設仮勘定	296	負債合計	63,815
無形固定資産	904	純資産の部	
その他	904	株主資本	407,595
投資その他の資産	32,247	資本金	17,086
投資有価証券	9,852	資本剰余金	18,641
差入保証金	17,739	利益剰余金	373,278
繰延税金資産	3,624	自己株式	△1,409
その他	2,127	その他の包括利益累計額	3,399
貸倒引当金	△1,146	その他有価証券評価差額金	3,586
資産合計	474,811	繰延ヘッジ損益	11
		為替換算調整勘定	△196
		退職給付に係る調整累計額	△2
		純資産合計	410,995
		負債純資産合計	474,811

連結株主資本等変動計算書 (自 令和3年2月21日 至 令和4年2月20日)

科目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和3年2月21日残高	17,086	18,637	346,301	△1,411	380,614
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△8,452		△8,452
親会社株主に帰属する当期純利益			35,428		35,428
自己株式の取得				△14	△14
自己株式の処分		3		15	19
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	3	26,976	1	26,981
令和4年2月20日残高	17,086	18,641	373,278	△1,409	407,595

連結損益計算書(自 令和3年2月21日 至 令和4年2月20日)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		583,618
売上原価		384,687
売上総利益		198,930
営業収入		1,153
営業総利益		200,084
販売費及び一般管理費		150,663
営業利益		49,420
営業外収益		
受取利息	171	
受取配当金	186	
投資有価証券売却益	5	
包装資材売却益	160	
為替差益	347	
その他	294	1,166
営業外費用		
整理済商品券回収損	1	
その他	17	19
経常利益		50,567
特別利益		
助成金収入	223	
雇用調整助成金	1	225
特別損失		
固定資産除売却損	158	
減損損失	302	
災害による損失	98	
その他	9	568
税金等調整前当期純利益		50,224
法人税、住民税及び事業税	14,789	
法人税等調整額	5	14,795
当期純利益		35,428
親会社株主に帰属する当期純利益		35,428

(単位:百万円)

その他の包括利益累計額					純資産合計
その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
3,912	16	△132	△22	3,773	384,388
					△8,452
					35,428
					△14
					19
△325	△4	△64	20	△374	△374
△325	△4	△64	20	△374	26,607
3,586	11	△196	△2	3,399	410,995

■連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項
 - 1) 連結子会社等の状況は次のとおりであります。
 - ①連結子会社等の数 : 1社
 - ②連結子会社等の名称 : 思夢樂股份有限公司
 - 2) 非連結子会社等の状況は次のとおりであります。
 - ①非連結子会社等の数 : 1社
 - ②非連結子会社等の名称 : 饰梦乐(上海)商貿有限公司
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。
2. 持分法の適用に関する事項
 - 1) 持分法を適用した関連会社の数 : 0社
3. 重要な会計方針
 - 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)を採用しております。
その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法を採用しております。
 - 2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
 - 3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商 品 : 売価還元法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - 4) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産
建物及び構築物 : 定率法(簿価の8.9%)及び定額法(簿価の91.1%)
そ の 他 : 定率法
ただし、在外連結子会社については、所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 5~50年
機械装置及び運搬具 3~12年
 - 5) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
従業員(定時社員を含む)に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ③ポイント引当金
顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来利用見込額を計上しております。なお、前連結会計年度において引当の対象としておりましたポイント制度は、当連結会計年度において終了しております。
 - ④定時社員退職功労引当金
定時社員(パートタイマー)の退職功労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
 - ⑤役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
 - ⑥執行役員退職慰労引当金
執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
 - 6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - ①消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
 - ②退職給付に係る負債の計上基準
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - a. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。
 - b. 数理計算上の差異の処理方法
数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
4. 未適用の会計基準等
 - 1) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日 企業会計基準委員会)
 - ①概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
 ステップ2：契約における履行義務を識別する。
 ステップ3：取引価格を算定する。
 ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

②適用予定日

令和5年2月期の期首より適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

- 2) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日 企業会計基準委員会)
 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

①概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

②適用予定日

令和5年2月期の期首より適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

「時価算定会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

1) 店舗固定資産の減損損失

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した連結総資産のうち、店舗固定資産は21.2%を占めております。

	当連結会計年度(百万円)
連結総資産	474,811
固定資産	172,184
うち、店舗固定資産	100,766

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、主として各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す資産グループの最小の単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額(使用価値又は正味売却価額のいずれか高い価額)まで減額し、減損損失を認識しております。また、店舗別の割引前将来キャッシュ・フローの見積りに使用された主な仮定は、中期経営計画における事業部門別の売上成長率、粗利率予測と、それらを基に見積もられる店舗別の売上高、粗利率及び経費予測であり、個別店舗の過去の実績等を加味して算定しております。これらの見積りにあたっては、決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、市場動向の変化や将来の不確実な経営環境の変動等により、当該見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

6. 表示方法の変更に関する注記

1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

2) 連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「移転補償金」(前連結会計年度155百万円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」として表示しております。

前連結会計年度において、「包装資材売却益」は「営業外収益」の「その他」(前連結会計年度134百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、「包装資材売却益」(当連結会計年度160百万円)として表示しております。

追加情報

わが国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、実質GDPは2021年通年で前年比1.7%増と3年ぶりのプラス成長となりました。一方で、欧米諸国を中心とした防疫と経済の両立進展により世界的な供給不足が発生して物価高が長期化しており、今後の経済の見通しは極めて不透明となっております。

当社においては、このような状況下でも業績は順調に推移しており、今後につきましても業績に与える影響は軽微という仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損損失等に関する会計上の見積りを行っております。なお、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

連結貸借対照表等に関する注記

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 102,030百万円 |
| 2. 担保に供されている資産 | 99百万円 |
| 担保に係る債務 | 流動負債のその他（商品券）
182百万円 |
| 3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。 | |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 36,913,299株 |
| 2. 配当に関する事項 | |
| 1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当 | |
| ①令和3年5月14日開催の株主総会において次のとおり決議しました。 | |
| a. 配当金の総額 | 4,409百万円 |
| b. 1株当たりの配当額 | 120.00円 |
| c. 基準日 | 令和3年 2月20日 |
| d. 効力発生日 | 令和3年 5月17日 |
| ②令和3年9月27日開催の取締役会において次のとおり決議しました。 | |
| a. 配当金の総額 | 4,042百万円 |
| b. 1株当たりの配当額 | 110.00円 |
| c. 基準日 | 令和3年 8月20日 |
| d. 効力発生日 | 令和3年10月29日 |
| 2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当 | |
| 令和4年5月13日開催の株主総会において次のとおり決議する予定です。 | |
| a. 配当金の総額 | 4,777百万円 |
| b. 1株当たりの配当額 | 130.00円 |
| c. 基準日 | 令和4年 2月20日 |
| d. 効力発生日 | 令和4年 5月16日 |

金融商品に関する注記

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資については短期で安全性の高い預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
有価証券及び投資有価証券は、譲渡性預金、合同運用指定金銭信託、株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、差入保証金は、主として出店時に預託したものであり、預託先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、主として1ヶ月の支払期日であります。借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る為替の変動リスクを低減するために利用している先物為替予約取引であります。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当社グループは、差入保証金について、預託先の信用状況を定期的に把握し、与信管理を行っています。満期保有目的の債券は、内規に基づき、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であります。
 - 市場リスクの管理
当社グループは、外貨建営業債務に係る為替の変動リスクに対して、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、借入金については、必要に応じて固定金利の借入金を調達することで、金利の変動リスクを管理しております。デリバティブ取引の執行・管理については内規に従い運用しております。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。
- 金融商品の時価等に関する事項
令和4年2月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
1) 現金及び預金	185,427	185,427	-
2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	57,469	57,469	-
3) 差入保証金 (1年内回収予定のものも含む) 貸倒引当金	10,133 -		
	10,133	10,383	249
資産計	253,031	253,281	249
4) 買掛金	28,425	28,425	-
負債計	28,425	28,425	-
デリバティブ取引 (*)	16	16	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、譲渡性預金及び合同運用指定金銭信託は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

3) 差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定する方法によっております。

負債

4) 買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*1)	1,382
差入保証金 (*2)	9,987

(*1) 非上場株式については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(*2) 差入保証金のうち、償還期日が確定していないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「3) 差入保証金」に含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、埼玉県において、賃貸用の不動産を有しております。また当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額 (百万円)			期末時価 (百万円)
期首残高	期中増減額 (△は減少額)	期末残高	
2,748	△26	2,722	1,774

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度期中増減額のうち、主な減少額は減価償却費 (26百万円) であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定評価等に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時から直近の評価時点において、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額から指標等を用いて調整した金額によっております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額
- 1株当たり当期純利益金額

11,183円58銭
964円04銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表(令和4年2月20日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	301,411	流動負債	54,043
現金及び預金	184,744	買掛金	28,221
売掛金	8,490	未払金	3,020
有価証券	49,000	未払費用	6,261
商品	52,093	未払法人税等	8,794
前払費用	1,010	預り金	394
1年内回収予定差入保証金	2,376	賞与引当金	3,909
その他	3,696	その他	3,441
固定資産	172,692	固定負債	9,303
有形固定資産	136,929	退職給付引当金	1,404
建物	80,941	定時社員退職功労引当金	1,108
構築物	4,472	役員退職慰労引当金	117
機械及び装置	1,509	執行役員退職慰労引当金	175
車輛及び運搬具	8	資産除去債務	6,047
器具及び備品	538	受入保証金	449
土地	49,170	負債合計	63,347
建設仮勘定	287	純資産の部	
無形固定資産	897	株主資本	407,158
借地権	897	資本金	17,086
投資その他の資産	34,865	資本剰余金	18,641
投資有価証券	9,852	資本準備金	18,637
関係会社株式	0	その他資本剰余金	3
関係会社出資金	0	利益剰余金	372,840
関係会社長期貸付金	4,006	利益準備金	1,005
破産更生債権等	1,126	その他利益剰余金	371,834
繰延税金資産	3,627	圧縮記帳積立金	164
長期前払費用	1,040	別途積立金	334,420
差入保証金	17,525	繰越利益剰余金	37,249
建設立替金	17	自己株式	△1,409
その他	7	評価・換算差額等	3,598
貸倒引当金	△2,337	その他有価証券評価差額金	3,586
資産合計	474,103	繰延ヘッジ損益	11
		純資産合計	410,756
		負債純資産合計	474,103

株主資本等変動計算書(自 令和3年2月21日 至 令和4年2月20日)

科目	株主資本									
	資本金	資本剰余金			資本剰余金 合計	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他利益剰余金			圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
令和3年2月21日残高	17,086	18,637	-	18,637	1,005	164	318,420	26,399	345,990	
事業年度中の変動額										
積立金の取崩						△0		0	-	
積立金の積立							16,000	△16,000	-	
剰余金の配当								△8,452	△8,452	
当期純利益								35,302	35,302	
自己株式の取得										
自己株式の処分				3	3					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	3	3	-	△0	16,000	10,849	26,849	
令和4年2月20日残高	17,086	18,637	3	18,641	1,005	164	334,420	37,249	372,840	

損益計算書(自 令和3年2月21日 至 令和4年2月20日)

(単位:百万円)

科 目		金 額	
売上高			577,989
売上原価			381,276
売上総利益			196,713
営業収入			1,138
営業総利益			197,851
販売費及び一般管理費			148,365
営業利益			49,485
営業外収益			
受取利息	204		
有価証券利息	16		
受取配当金	186		
投資有価証券売却益	5		
包装資材売却益	160		
為替差益	334		
その他	232		
			1,140
営業外費用			
貸倒引当金繰入額	245		
その他	5		
			250
経常利益			50,375
特別利益			
助成金収入	154		
雇用調整助成金	1		
			156
特別損失			
固定資産除売却損	155		
減損損失	173		
災害による損失	98		
その他	9		
			437
税引前当期純利益			50,094
法人税、住民税及び事業税	14,789		
法人税等調整額	2		
			14,792
当期純利益			35,302

(単位:百万円)

株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
△1,411	380,302	3,912	16	3,928	384,231
	-				-
	-				-
	△8,452				△8,452
	35,302				35,302
△14	△14				△14
15	19				19
		△325	△4	△330	△330
1	26,855	△325	△4	△330	26,524
△1,409	407,158	3,586	11	3,598	410,756

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）を採用しております。
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - 時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法を採用しております。
 - 子会社株式……………移動平均法に基づく原価法を採用しております。
 - 2) デリバティブの評価基準及び評価方法
 時価法を採用しております。
 - 3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 商 品：売価還元法による原価法
 （貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 1) 有形固定資産
 - 建 物：定率法（簿価の7.5%）及び定額法（簿価の92.5%）
 - 構 築 物：定率法（簿価の34.7%）及び定額法（簿価の65.3%）
 - そ の 他：定率法
 - 主な耐用年数は、以下のとおりであります。
 - 建物 8～50年
 - 構築物 5～30年
 - 機械及び装置 7～12年
 - 2) 長期前払費用
 定額法
3. 引当金の計上基準
 - 1) 貸倒引当金
 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 2) 賞与引当金
 従業員（定時社員を含む）に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - 3) ポイント引当金
 顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来利用見込額を計上しております。なお、前事業年度において引当の対象としておりましたポイント制度は、当事業年度において終了しております。
 - 4) 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の処理方法
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしております。
 - 5) 定時社員退職功労引当金
 定時社員（パートタイマー）の退職功労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
 - 6) 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
 - 7) 執行役員退職慰労引当金
 執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - 1) 未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。
 - 2) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
5. 会計上の見積りに関する注記
 - 1) 店舗固定資産の減損損失
 - ①当事業年度の計算書類に計上した金額
 当事業年度の貸借対照表に計上した総資産のうち、店舗固定資産は20.8%を占めております。

	当事業年度（百万円）
総資産	474,103
固定資産	172,692
うち、店舗固定資産	98,836

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、主として各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す資産グループの最小の単位としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額（使用価値又は正味売却価額のいずれか高い価額）まで減額し、減損損失を認識しております。

また、店舗別の割引前将来キャッシュ・フローの見積りに使用された主な仮定は、中期経営計画における事業部門別の売上成長率、粗利率予測と、それらを基に見積もられる店舗別の売上高、粗利率及び経費予測であり、個別店舗の過去の実績等を加味して算定しております。

これらの見積りにあたっては、決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、市場動向の変化や将来の不確実な経営環境の変動等により、当該見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

6. 表示方法の変更に関する注記

- 1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用
 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。
- 2) 貸借対照表
 前事業年度において、独立掲記しておりました「立替金」（前事業年度39百万円）は金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「流動資産」の「その他」として表示しております。

3) 損益計算書

前事業年度において、独立掲記しておりました「移転補償金」（前事業年度155百万円）は金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「営業外収益」の「その他」として表示しております。
前事業年度において、「包装資材売却益」は「営業外収益」の「その他」（前事業年度134百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、「包装資材売却益」（当事業年度160百万円）として表示しております。

追加情報

わが国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、実質GDPは2021年通年で前年比1.7%増と3年ぶりのプラス成長となりました。一方で、欧米諸国を中心とした防疫と経済の両立進展により世界的な供給不足が発生して物価高が長期化しており、今後の経済の見通しは極めて不透明となっています。
当社においては、このような状況下でも業績は順調に推移しており、今後につきましても業績に与える影響は軽微という仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損損失等に関する会計上の見積りを行っております。なお、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	99,283百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	57百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権	5,105百万円
4. 担保に供されている資産	99百万円
担保に係る債務	182百万円
5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。	
差入保証金	
流動負債のその他（商品券）	

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	5百万円
営業取引以外の取引高	62百万円
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。	

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数	
普通株式	163,431株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の主な発生原因の内訳

減損損失	1,402百万円
関係会社株式評価損	1,117百万円
関係会社出資金評価損	905百万円
貸倒引当金	721百万円
未払事業税	581百万円
賞与引当金	1,180百万円
退職給付引当金	424百万円
定時社員退職功労引当金	334百万円
役員退職慰労引当金	35百万円
執行役員退職慰労引当金	53百万円
資産除去債務	1,826百万円
その他	1,180百万円
繰延税金資産小計	9,763百万円
評価性引当額	△2,925百万円
繰延税金資産合計	6,838百万円

2. 繰延税金負債の主な発生原因の内訳

その他有価証券評価差額金	△1,551百万円
差入保証金時価評価	△216百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△1,367百万円
圧縮記帳積立金	△71百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△3,211百万円
繰延税金資産の純額	3,627百万円

リース取引により使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引（借主側）

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	4,706百万円
1年超	11,929百万円
合計	16,635百万円

関連当事者との取引に関する注記

当事業年度における関連当事者との取引については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	
2. 1株当たり当期純利益金額	11,177円08銭 960円60銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

■連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年3月31日

株式会社 しまむら
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 一行 男 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社しまむらの令和3年2月21日から令和4年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社しまむら及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和4年3月31日

株式会社 しまむら
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 一行 男 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社しまむらの令和3年2月21日から令和4年2月20日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年2月21日から令和4年2月20日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員及び従業員等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査室等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年4月1日

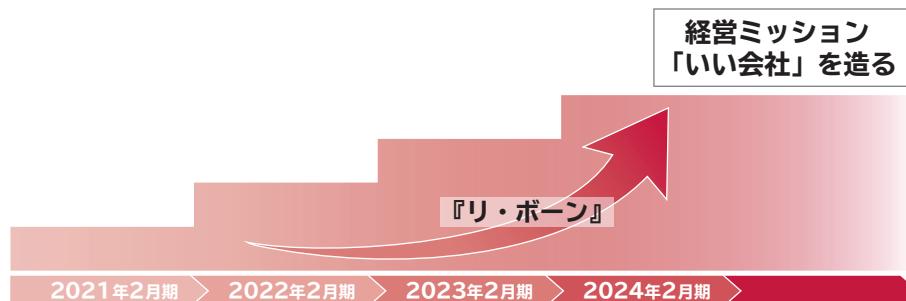
株式会社 し ま む ら 監査役会

常勤監査役 吉 岡 秀 行 ㊞
 監 査 役 島 村 裕 之 ㊞
 社外監査役 堀之北 重 久 ㊞
 社外監査役 大 参 哲 也 ㊞

以 上

◆基本方針「リ・ボーン」

しまむらグループ本来の輝きを『リ・ボーン』によって取り戻し、成長への土台を築きます。



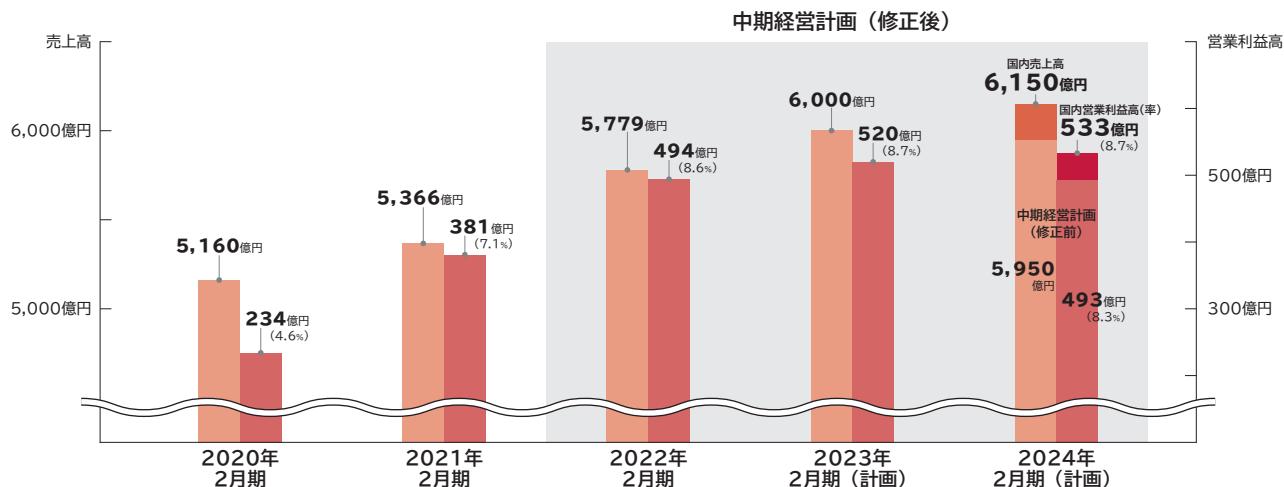
当社は、経営理念に基づいた企業運営を行うために、「いい会社を造る」ことを経営陣のミッションとして掲げてきました。「社員」「お客様」「取引先」「株主」「社会」にとって、今後も長期にわたり「いい会社」であり続けるための最初のステップとして、『リ・ボーン』を基本方針とした2022年2月期-2024年2月期の中期経営計画を策定しました。

◆2024年2月度数値目標

当初計画していた2024年2月期の中期経営計画を、1年前倒しで達成見込みのため上方修正しました。

※目標値はすべて単体（日本国内）の業績となります。

国内 売上高	当初計画	修正計画	国内 営業利益高	当初計画	修正計画
	5,950億円	6,150億円 (+200億円)		493億円	533億円 (+40億円)
国内 営業利益率	当初計画	修正計画	国内 出店数	100店舗 3年間合計（変更無し）	
	8.3%	8.7% (+0.4pt)			



しまむらグループは、持続可能な社会の実現のため、サプライチェーンの各段階における「環境」「社会」「ガバナンス」の諸問題を経営課題と捉え、その課題解決に向けて取り組んでいます。

私たちの経営理念や経営ミッションは、国連の提唱するSDGsの目標に通じており、企業活動や課題解決に向けての取り組みがSDGsの達成にも貢献すると考えています。SDGsの17の目標の内、9の目標について、特に関連性が高いと考え、サステナビリティ重点課題に組み込んでいます。



環境 ENVIRONMENT	社会 SOCIAL	ガバナンス GOVERNANCE
廃棄物の削減 商品調達における環境配慮 CO ₂ 排出量の削減	社員に対する取り組み お客様に対する取り組み 取引先に対する取り組み 人権への取り組み 地域社会への取り組み	コーポレートガバナンス 株主・投資家との対話の充実 コンプライアンス 内部統制 リスクマネジメント

◆サステナビリティ推進体制

当社は、サステナビリティ方針の基本的な考え方に沿って、ESG課題に対して持続的な活動を行っています。

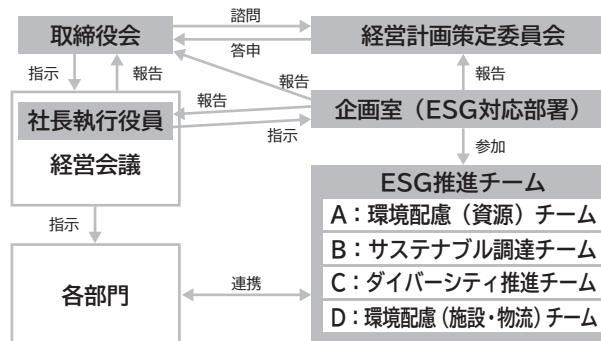
ESG課題に対するテーマ設定や課題への解決プロセス、数値目標などについては、経営計画策定委員会で審議し、取締役会で決定しています。

その後、決定された目標に対して、社内各部署が横断的に連携するESG推進チームを設置し、月1回の定期ミーティングで、課題に対する進捗報告や問題提起等を行っています。ESG推進チームの活動内容については、ESG対応部署である企画室が進捗管理を行い、毎月社長へ報告しています。また、年2回以上、取締役会または経営計画策定委員会へ報告しています。

◆課題への解決プロセス



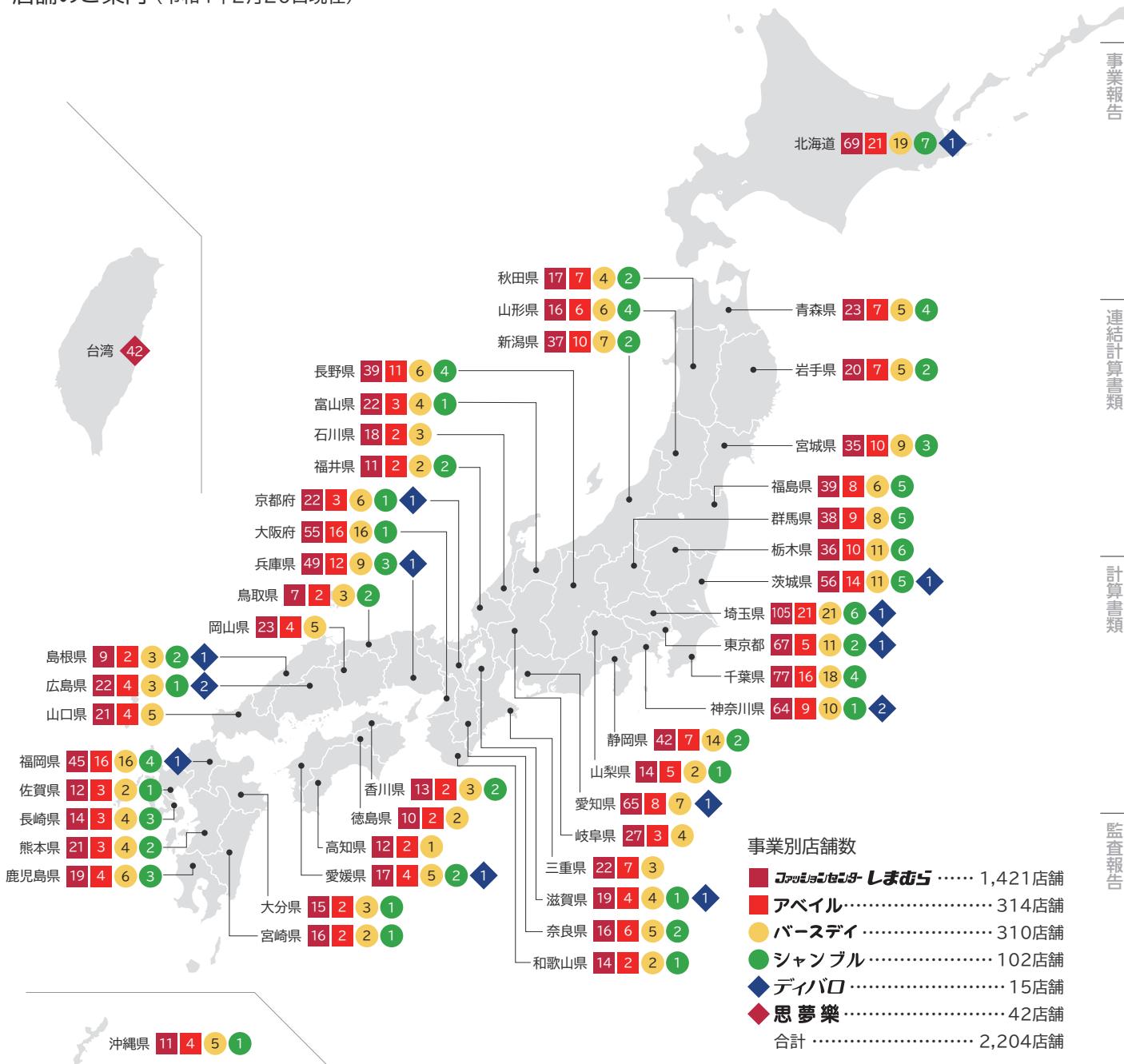
◆推進体制図



詳細については、当社ホームページにて、サステナビリティに関する具体的な取り組み状況をご参照ください。
<https://www.shimamura.gr.jp/sustainability/>



店舗のご案内 (令和4年2月20日現在)



事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主メモ

事業年度	2月21日から翌年2月20日まで	株主名簿管理人 及び特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
定時株主総会	毎年5月	郵便物送付先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 (〒168-0063) 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)
単元株式数	100株	公告の方法	電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができない事 その他のやむを得ない事由が生じたときは、 日本経済新聞（東京）に掲載します。 公告掲載アドレス https://www.shimamura.gr.jp/
基準日	定時株主総会 2月20日 期末配当 2月20日 中間配当 8月20日		

■ 住所変更、単元未満株式の買取のお申出について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

■ 未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

■ 「配当金計算書」について

配当金のお支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。

ホームページのご案内

◆ 店舗情報・今週のチラシ情報・オンラインストアについて

各事業の店舗情報・今週のチラシ情報・オンラインストアについてご紹介しています。

◆ IR 情報について

株主の皆様には財務・株式データや売上速報など最新の情報をご提供しています。

詳しい情報は、ぜひホームページをご覧ください

しまむら

スマートフォン用 QR コード



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://www.shimamura.gr.jp/>



Shima
mura

FASHION CENTER

UD
FONT

